

新	旧
<p>(使用の申請)</p> <p>第3条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。）第3条の2第1項の規定により生涯学習センターの各室、体育室、トレーニング室、テニスコート又は器具（以下「各室等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の使用の許可の申請は、使用しようとする日の3月前（大ホール、市民ギャラリー及び舞台ホールにあつては、6月前）の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(設備の変更の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、生涯学習センターの各室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第9条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに、使用した生涯学習センターの各室等を現状に回復しなければならない。条例第3条の3の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。</p> <p>(分館の設置)</p> <p>第11条 分館を次のとおり設置する。</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第3条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。）第3条の2第1項の規定により生涯学習センターの各室又は器具の使用の許可を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の使用の許可の申請は、使用しようとする日の3月前（大ホール及び市民ギャラリーにあつては、6月前）の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(設備の変更の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、生涯学習センターの各室及び器具に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第9条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに、使用した生涯学習センターの各室及び器具を現状に回復しなければならない。条例第3条の3の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。</p> <p>(分館の設置)</p> <p>第11条 分館を次のとおり設置する。</p>

新	
名称	位置
北九州市立門司生涯学習センター 一大里分館	北九州市門司区下馬寄6番8号
北九州市立小倉南生涯学習センター タ一北方分館	北九州市小倉南区北方三丁目3番3号
北九州市立八幡東生涯学習センター タ一尾倉分館	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番6号
略	

旧	
名称	位置
北九州市立小倉南生涯学習センター タ一北方分館	北九州市小倉南区北方三丁目3番3号
略	

新	旧												
<p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="247 1433 295 2072">区分</th> <th data-bbox="247 1164 295 1433">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 1433 383 2072">門司生涯学習センター 特別会議室</td> <td data-bbox="295 1164 383 1433">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1433 422 2072">略</td> <td data-bbox="383 1164 422 1433">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額	門司生涯学習センター 特別会議室	略	略	略	<p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="247 425 295 1064">区分</th> <th data-bbox="247 156 295 425">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 425 383 1064">門司生涯学習センター 第1会議室 第2会議室</td> <td data-bbox="295 156 383 425">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 425 422 1064">略</td> <td data-bbox="383 156 422 425">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額	門司生涯学習センター 第1会議室 第2会議室	略	略	略
区分	使用料の額												
門司生涯学習センター 特別会議室	略												
略	略												
区分	使用料の額												
門司生涯学習センター 第1会議室 第2会議室	略												
略	略												

新

別表第3 (第5条関係)

設備		使用料の額
冷暖房 設備	門司生涯学習 センター	略
	特別会議室	略
	面積が50平方 メートル未満の その他の室	30分又はその 端数ごとに 70円
	面積が50平方 メートル以上の その他の室	30分又はその 端数ごとに 140円
		略

略

旧

別表第3 (第5条関係)

設備		使用料の額
冷暖房 設備	門司生涯学習 センター	略
	第1会議室 第2会議室	略
	その他の室	30分又はその 端数ごとに 140円
		略

略

略